

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：①ニチレキ株式会社
②東亜道路工業株式会社
業者の住所：①東京都千代田区九段北4-3-29
②東京都港区六本木7-3-7
- 2 指名停止措置期間：令和元年7月18日～令和元年8月17日
- 3 指名停止措置の範囲：九州防衛局管轄区内（福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県）

4 事実概要

本件は、舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格を引き上げ又は維持するため価格カルテルを結んだことが、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為に該当するとして、令和元年6月20日、公正取引委員会から、ニチレキ株式会社が排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、東亜道路工業株式会社が違反業者として公表されたものである。

5 指名停止措置理由

当該業者たるニチレキ株式会社、東亜道路工業株式会社の計2社が独占禁止法に違反する行為を行っていたことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当する。なお、上記2社は課徴金減免制度適用事業者であるため、指名停止措置期間を2分の1軽減し、指名停止1か月を適用する。

< 指名停止措置要領付表第2 >

措 置 要 件	期 間
1～4 省略 (独占禁止法違反行為) 5 対象区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。 6～16 省略	当該認定をした日から 2月以上9月以内